

社 会 福 祉 法 人 羽 島 郡 福 寿 会  
各務原市地域包括支援センター リバーサイド川島園運営規定

(事業の目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人羽島郡福寿会が開設する各務原市地域包括支援センターリバーサイド川島園（以下「センター」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの看護師、介護支援専門員、社会福祉士及び認知症地域支援推進員、その他の従業者（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 センターの担当職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービス等が、当該目標を踏まえ、多様な事業者等から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
  - 3 事業所の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者等に不当に偏ることのないよう公正中立におこなう。
  - 4 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービス提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
  - 5 事業の運営に当たっては、関係市町村、他の地域包括支援センター、老人介護支援センター指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行なう者等との連携に努める。
  - 6 日頃から、センターの担当職員は、感染症の予防に努めるとともに、市と連携し、感染予防・感染拡大防止等の周知啓発に努める。また、感染症発生時に備え、BCP（事業継続計画）を整備するなど平時からの事前準備を確実に行う。

(センターの名称等)

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 各務原市地域包括支援センター リバーサイド川島園
- (2) 所在地 岐阜県各務原市川島河田町 1348 番地（特別養護老人ホームリバーサイド川島園内）

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 センターに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人  
管理者は、センターの担当職員その他の従業者の管理、利用者の申し込みにかかる調整及び実施状況の把握その他管理を一元的に行う。
- (2) 担当職員  
主任介護支援専門員 1名  
看護師 1名  
社会福祉士兼認知症地域支援推進員 1名  
担当職員は指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の休日に関する法律に規定する休日及び12月30日から翌年の1月3日までを除く。

- (2) 営業時間 通常業務は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。  
受付業務は、特別養護老人ホームリバーサイド川島園との連携により、24 時間体制とする。

(指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供方法、内容及び利用料その他の費用額等)

第 6 条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告知上の額とする。  
また、総合事業対象者に対する介護予防ケアマネジメントの提供方法、内容及び利用料その他の費用額等については、各務原市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱等に従う。

- (1) 提供方法 介護予防のための効果的な支援の方法（厚生労働省法令第 37 号第 29 条から第 31 条の規定）に従って実施。
- (2) 利用者の相談を受ける場所は第 3 条に規定するセンター内、サービス事業所内又は自宅とする。
- (3) サービス担当者会議について
  - ① 開催場所は第 3 条に規定するセンター内、サービス事業者内又は自宅とする。
  - ② サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。
- (4) 担当職員による居宅訪問頻度
  - ① 提供開始月
  - ② 提供開始月の翌月から起算して 3 月に 1 回
  - ③ サービスの評価期間が終了する月
  - ④ 利用者の状況に著しい変化があったとき  
なお、利用者の居宅に訪問しない月においては、可能な限り、サービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。
- (5) モニタリングの結果記録 少なくとも 1 月に 1 回

(事業の実施地域)

第 7 条 通常の実施地域は、各務原市川島地区（旧川島町）とする。

(事故発生時の対応)

第 8 条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(虐待防止のための措置)

第 9 条 センターは、虐待の発生またはその再発を防止するために、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図る。
- (2) センターにおける虐待防止のための指針を整備する。
- (3) センターにおいて、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

第 10 条 センターは、担当職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

2 担当職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。また、各務原市の条例、規定等が適用される。

- 3 担当職員であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、担当職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。また、各務原市の条例、規則等が適用される。
- 4 センターの指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業所に委託する場合には、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務ができるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。
- 5 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は各務原市、社会福祉法人羽島郡福寿会及びセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規定は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

- 1 この規定は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

- 1 この規定は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。